

令和2(2020)年2月20日

保護者各位

栃木県立栃木高等学校長

### 新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃より、本校の教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスについて、先日、政府はコロナウイルスによる肺炎を感染症法上の指定感染症に指定しました。厚生労働省によりますと、風邪や季節性インフルエンザへの対策と同様に咳エチケットや手洗いなどの通常の感染症対策を行うことが重要とのことです。

本校でも、必要な情報を確認しながら適切に対応いたします。日々状況が変化していることから、修正・変更することもあります。現段階では下記のことについて生徒に周知することにいたしました。保護者のみなさまからも御指導をよろしくお願いいたします。

また、厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」が発表されたため、裏面に掲載させていただきますのでご活用ください。

### 記

- 1 咳エチケット、手洗い、マスク着用等を励行する。また、日頃より免疫力を高め、維持するために、十分な睡眠と栄養を取るよう心がけ、感染症の予防に一層努めること。
- 2 人混みへの不要不急の外出は控えること。
- 3 発熱等の風邪症状が見られるときは、無理に登校せず、休養をして様子をみる。その際、状況に応じて出席停止の措置をとることも考えられるため、学校に相談・連絡すること。
- 4 裏面の「相談・受診の目安」に沿って、症状等該当する場合は、帰国者・接触者相談センター(※)に相談し、紹介された医療機関を受診すること。  
※お住まいの各管轄の広域健康福祉センター及び保健所
- 5 正しい情報を得て、過剰な反応をしないこと。本校のHPにも学校での対応について随時更新予定であるため、確認をすること。

○厚生労働省ホームページ



○国立感染症研究所ホームページ



○栃木県ホームページ



○栃木高校ホームページ

